

令和 8 年度

船橋市国民健康保険事業特別会計予算

議案第2号

令和8年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,134,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 : 千円)
款	項	金額
10 国民健康保険料		11,236,000
	10 国民健康保険料	11,236,000
15 国庫支出金		200
	15 国庫補助金	200
25 県支出金		34,294,600
	10 県補助金	34,294,600
33 財産収入		300
	10 財産運用収入	300
35 繰入金		5,453,800
	10 他会計繰入金	5,436,800
	15 基金繰入金	17,000
40 繰越金		100
	10 繰越金	100
45 諸収入		149,000
	10 延滞金・加算金及び過料	85,920
	30 雑入	63,080
歳 入 合 計		51,134,000

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
10 総務費		1,041,500
	10 総務管理費	738,000
	15 徴収費	303,500
15 保険給付費		33,846,400
	10 療養諸費	28,992,440
	15 高額療養費	4,695,200
	17 移送費	100
	20 出産育児諸費	125,060
	25 葬祭諸費	33,500
	30 傷病手当金	100
21 国民健康保険事業費納付 金		15,612,500
	10 医療給付費分	10,045,050
	15 後期高齢者支援金等分	3,773,050
	20 介護納付金分	1,413,850
	25 子ども・子育て支援納付 金分	380,550
30 保健事業費		454,000
	10 保健事業費	22,800
	15 特定健康診査等事業費	431,200
35 諸支出金		79,600
	10 償還金及び還付加算金	79,600
40 予備費		100,000
	10 予備費	100,000
歳 出 合 計		51,134,000

第2表 債務負擔行為

事 項	期 間	限 度 額
資格確認書・資格情報通知書作成 処理委託料	令和8年度～令和9年度	378千円
柔道整復施術療養費支給申請書点 検業務委託料	令和8年度～令和9年度	1,275千円